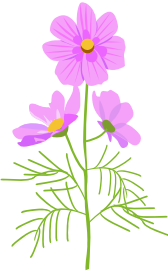


西尾雅枝社会保険労務士事務所ニュースレター

占出山町だより



2005年9月号

このごろ、蟬の声が遠のき、夕暮れが少し早くなり、いつのまにか虫の音が聞こえる今日この頃です。昔の歌ではないですが、目にはさやかに見えねども、秋が近いのですね。9月の占出山町だよりは、年金の「25年の期間」について詳しくお話いたします。



9月号目次

☆いまさら聞けない年金の「基礎」～「25年の期間」を探せ！

☆ちょっと気になるひとの会社～その2～「60歳を過ぎてからの働き方」



☆いまさら聞けない年金の「基礎」～「25年の期間」を探せ！

老齢基礎年金（国民年金）を受け取るために必要な25年には、保険料納付済期間と保険料免除期間、そしてもうひとつの期間が含まれます。この期間は、年金額の計算には反映されないためカラ期間といわれているもので、合算対象期間といいます。

この期間は意外と範囲が広く、もし、25年の期間を満たせない場合でも、最初からあきらめないで、この期間がご自分の歴史の中にないかどうか探してみてください。また、皆様の周りに、期間が足りないからとあきらめておいでのご親族やお友達がいらしたら、一緒にこの期間を探してみteあげてください。意外と見つかるものなのです。

カラ期間とはこんな期間です。

代表的なものは、昭和61年（1986年）3月までのサラリーマンや公務員の配偶者で国民年金に任意加入していなかった期間及び20歳以上で日本国籍のままで海外生活をしていた期間、平成3年までの20歳以上の学生で国民年金に任意加入していなかった期間等です。また、日本に帰化された方独特の合算対象期間や、そのほか細かな合算対象期間がいろいろあります。

またどうしても、期間が足りない場合は、60歳以降になっても、任意加入して保険料を支払うことで期間を満たすこともできます。

西尾雅枝社会保険事務所では、年金のご相談をお受けしています。働きながら年金をもらう方のライフプランの作成など、何でも承ります。お気軽にご相談下さい。

裏面に続く

☆ちょっと気になるひとの会社～その2～「60歳過ぎてからの働き方」

高年齢者雇用安定法が改定になり、平成18年4月1日から65歳未満の定年の定めをしている事業主は、年金支給開始年齢の段階的引き上げにあわせて、定年年齢の引き上げ、または継続雇用制度の導入等の高年齢者の雇用確保の措置を講ずることを義務付けられることになります。

でも、「うちの会社は、若い会社で、定年を迎える人が出るのはまだまだ先のことから関係ない。」ではだめなのです。今回の改正では、該当者の有無に関係なく、制度の導入を義務付けています。

但し、継続雇用の方法は、働く時間や日数を短縮したり、専門職として後進の指導に当たっていただく等、その会社の事情と状況によってさまざまな形をとることが認められています。

アンケート調査によると、定年の引き上げを検討している会社が10%弱、継続雇用制度のうち再雇用制度が70%、勤務延長の措置を検討している会社が18%という回答があったようです。

団塊の世代が定年を迎える一方で、若年者への技術と知識の伝達がうまくおこなわれるかどうかには不安を持つ会社が多いのが現状のようです。

事業主様は、働く元気と意欲のある高年齢社員の知識と技術を、事業の安定的発展に活用なさってはいかがでしょうか？

定年を迎える団塊の世代の皆様！ご自分の知識と技術をもう一度再確認し、ご自分の持つておいでの知識と技術と経験という宝物を、会社の経営者の方々や周囲の方々にもっともっとアピールなさってください。謙遜も時と場合によります。

事業主様と高年齢社員そして技術を引き継ぐ若い皆様のコミュニケーションが、明日の企業を作ると思います。

団塊の世代の私は、同じ世代の皆様の「60歳代の楽しい働き方」を応援しています。

どんなことでも、どんなときでも、お気軽にご相談ください。

社会保険労務士・年金コンサルタント&ファイナンシャルプランナー

西尾 雅枝

西尾雅枝社会保険労務士事務所

電話&ファクス(075)241-4586

メール m-nishio@kjd.biglobe.ne.jp

ホームページオープン！アクセスはこちらから <http://www.nishio-sr.com>

営業時間 午前9時～午後5時30分（日曜・祝日定休日）

〒604-8155 京都市中京区錦小路通室町東入 占出山町308

ヤマチュウビル2階 N10

阪急京都線「烏丸駅」、市営地下鉄「四条駅」

四条烏丸バスターミナルからいずれも徒歩2分

